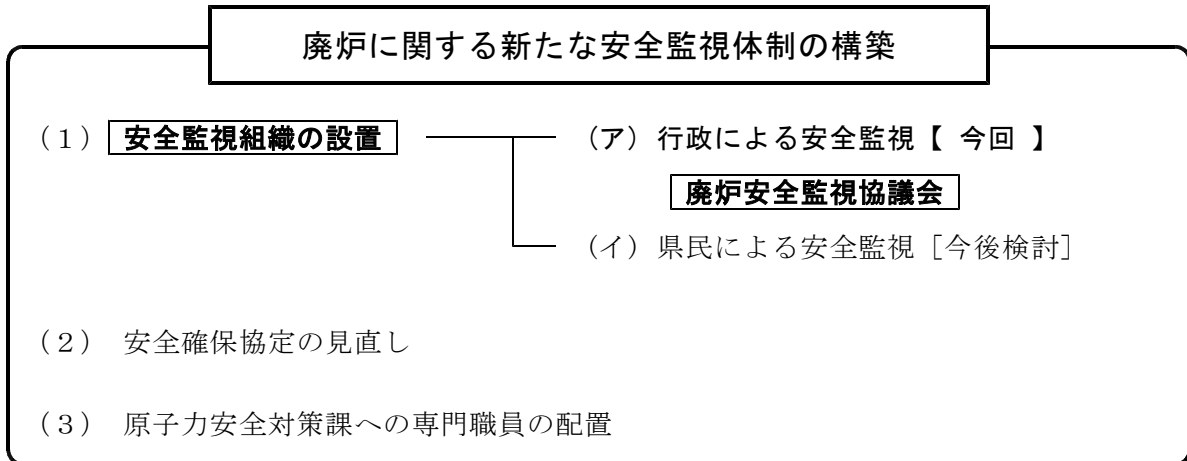


廃炉に関する新たな安全監視組織の設置について（案）

平成24年11月30日

福島県原子力安全対策課



廃炉安全監視協議会

1 廃炉安全監視協議会の概要

- 中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を協議し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家と県及び関係13市町村※で構成する「**廃炉安全監視協議会**」を設置する。
- 協議会における協議事項
  - ① 福島第一1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組
  - ② 特定原子力施設の実施計画に基づく取組
  - ③ 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組
  - ④ 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること
- 協議会の会長は、福島県生活環境部長を充てる。
- 専門の事項を協議するため、知事が選任する「**専門委員**」（15名以内）を置く。
- 「説明者」として、国及び東京電力(株)等の出席を求める。
- 特定の事項の協議のため、「**部会**」を設けることができる。
  - ① 労働者安全衛生対策部会
    - ・ 廃炉作業従事者の被ばく管理、安全衛生、雇用等に関する事項など
  - ② 環境モニタリング評価部会
    - ・ 発電所周辺モニタリングに関する計画、結果の評価に関する事項など

その他の部会が必要となった場合は、協議会において協議して設置（要綱改正）する。

※ 関係 13 市町村 = いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

## 2 協議会の位置付け

- 県が定める設置要綱とする。（安全協定の見直し時にはあらためて検討する。）
- 部会については、組織や運営等の必要事項を、別要綱に定める。

## 3 協議会の権限

- 県と関係市町村との情報共有を目的とする。
- 取組の確認のための調査については、①会議における質疑、②文書による照会、③現地調査（実施段階において文書で依頼）により行う。（設置要綱には規定しない）

## 4 協議会の構成員

### (1) 協議会

- 専門家
- 県（生活環境部長、他）
- 関係 13 市町村（担当部・課長）

### (2) 部会

- 県（県民安全担当次長又は原子力安全対策課長）
- 関係 13 市町村（担当部・課長）
- 部会に応じて、専門家や関係機関を加える。

### (3) 説明者

- 経済産業省
- 原子力規制委員会
- 東京電力

## 5 協議会、部会の開催頻度

- 必要の都度、会議を招集する。

※ 協議会とは別に、中長期ロードマップ等の進捗状況の確認のため、県と関係 13 市町村担当者による会議を開催する。